

湯河原町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯河原町がインターネット上に公開している湯河原町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とし、ホームページの公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治又は宗教に関するもの
- (2) 個人、団体等の意見広告又はこれに類するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は1か月を単位とし、連続する掲載期間は最長12か月とする。

2 広告掲載期間内に、町の都合でホームページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長する。

- (1) 3時間以上24時間以内 1日
- (2) 24時間を超えたとき 閉鎖した日数+1日

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ又はライブカメラページとする。

2 ホームページにおける広告掲載枠数は、最大20枠とする。

(広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載の順位は、広告掲載の申込日の順に広告掲載枠の左上から順に右下に掲載するものとする。

2 広告掲載の申込みが同日の場合は、抽選により順位を決定する。

3 広告掲載の申込みが掲載枠数を超えた場合は、掲載枠が空くまで予約受付とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦45ピクセル×横120ピクセル
- (2) 容量 5キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF形式（アニメ可）

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、トップページについては月額7,000円とし、ライブカメラページについては月額5,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、湯河原町ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案を添

えて、町長に申し込まなければならない。

- 2 広告主（広告を掲載する旨の決定を受けた広告主に限る。以下同じ。）であって既に広告を掲載している者は、同一ページ上において、掲載期間が終了するまでは、新たに広告の掲載を申し込むことはできない。

（広告掲載の決定）

第9条 町長は、前条の規定により申込みがあったときは、申込期限後、速やかに第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、湯河原町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、第6条に規定する規格により広告の原稿を作成し、広告の掲載を開始する日の10日前までに町長に提出しなければならない。

- 2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（取りやめの申出）

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、湯河原町ホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第3号）により町長に申し出なければならない。

（掲載決定の取消し）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第10条の規定に違反して10日前までに掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主が第11条第1項の規定に違反して10日前までに広告の原稿を提出しないとき。
- (4) 前条に規定する取りやめの申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があるとき。

- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、湯河原町ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料の還付）

第14条 広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 第12条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき。次に掲げる申出の区分に応じ、それぞれに定める額を還付する。

ア 掲載期間開始前 既納の掲載料の額の全額

イ 掲載期間開始後 既納の掲載料の額のうち掲載の取りやめの申出があった日から掲載期間の末日までの期間（その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に係る掲載料に相当する額

- (2) 町長が第13条第1項第3号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき。既納の掲載料の額の全額を還付する。
- (3) 町長が第13条第1項第5号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき

(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)。既納の掲載料の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る掲載料に相当する額を還付する。

- 2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、湯河原町ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第5号)により町長に請求しなければならない。
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の湯河原町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた広告掲載の申込みから適用し、同日前にされた広告掲載の申込みに係る広告の掲載料については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

湯河原町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日	
(あて先) 湯河原町長	
申込者 住所	
氏名	
(団体にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)	
湯河原町ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり申し込みます。	
業 種	
法人その他の団体の概要 (資料添付でも可)	
広 告 の 内 容 (広告のデザイン案)	(縦45×横120ピクセルです)
リンク先アドレス	http://
掲 載 場 所 (1つを選択)	<input type="checkbox"/> トップページ (月額 7,000 円) <input type="checkbox"/> ライブカメラページ (月額 5,000 円)
掲 載 申 込 期 間	年 月 日から 月 日 月間 (掲載期間は、1か月単位で最長で12か月です)
申 込 者 連 絡 先 (名刺の添付でも可)	担当部署・氏名
	電話番号 ()
	電子メールアドレス

※申込者は、上記のみ御記入ください。

次のとおり決定してよいでしょうか。

部長	課長	主幹	主務者	公印使用	起案年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					通知年月日	年 月 日
決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません (要綱・ガイドライン第 条第 号に該当)				
掲 載 料		円 (円× か月)				

様式第2号（第9条関係）

湯河原町ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

湯河原町長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> ライブカメラページ	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
	掲載しない理由	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）	
掲載料	円（ 円× か月）	

様式第3号（第12条関係）

湯河原町ホームページ広告掲載取りやめ申出書

年 月 日	
(あて先) 湯河原町長	
申込者 住所	
氏名	
(団体にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)	
湯河原町ホームページへのバナー広告の掲載を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。	
取りやめ年月日	年 月 日 (既に広告の掲載をしている場合に記入)
掲 載 場 所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> ライブカメラページ
理 由	
申 込 者 連 絡 先 (名刺の添付でも可)	担当部署・氏名
	電話番号 ()
	電子メールアドレス

※申込者は、上記のみ御記入ください。

次のとおり決定してよいでしょうか。

部長	課長	主幹	主務者	公印使用	起案年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					通知年月日	年 月 日
決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 広告主の都合により掲載をしません <input type="checkbox"/>				

様式第4号（第13条関係）

湯河原町ホームページ広告掲載取消決定通知書

年 月 日

様

湯河原町長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

取 消 区 分	掲載場所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> ライブカメラページ
		<input type="checkbox"/> 湯河原町ホームページ広告掲載取扱要綱第2条第 号の規定 <input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 広告主の取りやめ申出 <input type="checkbox"/> その他
		理由
取 消 年 月 日	年 月 日	
還 付 額	<input type="checkbox"/> 還付無し <input type="checkbox"/> 還付有り 円（ 円× か月） (湯河原町ホームページ広告掲載取扱要綱第14条第1項第 号の規定によります。)	

注 還付がある場合は、湯河原町ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第5号）を提出してください。

様式第5号（第14条関係）

湯河原町ホームページ広告掲載還付請求書

年 月 日	
(あて先) 湯河原町長	
請求者 住所	
氏名	(印)
(団体にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)	
次のとおり掲載料の還付額を請求いたします。	
取 消 日	年 月 日 (湯河原町ホームページ広告掲載取消決定書の取消日を記入)
掲 載 場 所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> ライブカメラページ
還 付 額	円 (湯河原町ホームページ広告掲載取消決定通知書の還付額を記入してください。)
振 込 先 口 座	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協
	支 店 名 支店・本店 支所・本所
	預 金 区 分 普通 ・ 当座
	口 座 番 号
	(カタカナ) 口 座 名 義 人
請 求 者 連 絡 先	担当部署・氏名
	電 話 番 号 ()
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス

※請求者は、上記のみ御記入ください。

次のとおり決定してよいでしょうか。

部長	課長	主幹	主務者	公印使用	起案年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					通知年月日	年 月 日
決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 還付します <input type="checkbox"/>				